

## ■ 正誤表

角 紀代恵著『基本講義債権総論』の下記の刷において誤りがございました。誠に申し訳ございません。お詫びのうえ訂正いたします。

頁	場所	誤	正	該当の刷
i	下から5行目	法学既習者	法学既修者	1・2
iv	上から6行目	債権引受と契約上の地位の移転	債務引受と契約上の地位の移転	1～4
17	上から1行目	履行遅滞の責を	履行遅滞の責めを	1
108	下から5-3行目	このうち、重要なのは、公正証書と内容証明郵便であるが、債権譲渡の第三者対抗要件としては、内容証明郵便による通信がなされることが多い。	このうち、公正証書による承諾あるいは内容証明郵便による通知が、債権譲渡の第三者対抗要件として、もっとも普通に行われている。	1～4
114	下から14行目	3.5.7 債権引受と契約上の地位の移転	3.5.7 債務引受と契約上の地位の移転	1～4
132	下から7行目	この場合、不可抗力による場合は別だが、結果が不達成なら、即、帰責自由ありとして、債務者は、債務不履行責任を負う。	この場合、結果が不達成なら、不可抗力などの免責事由がなければ、債務者は、帰責事由ありとして、債務不履行責任を負う。	1～4
144	下から6,7,9行目	富貴丸	富喜丸	1
157	上から5行目	債権者取消権にあつては	債権者代位権にあつては	1
165	上から11行目	手続保証とのバランス	手続保障とのバランス	1
223	左段下から12行目	第三者による-- 7,153,183	「第三者による債権侵害7,153,183」として224頁 同行の「第三者弁済」の前へ	1～3
225	左段下から5行目	富貴丸	富喜丸	1